

事務連絡  
平成29年6月22日

各都道府県・指定都市教育委員会特別支援教育担当課  
各都道府県私立学校主管課 御中  
附属学校を置く各国立大学法人担当課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社主管課

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課  
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

## 発達障害者支援に関する行政評価・監視の結果（勧告）に基づく対応について

平素より、特別支援教育の推進に御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

この度、発達障害者支援に関する総務省の行政評価・監視結果に基づく勧告（平成29年1月20日別紙参照）があったことを踏まえ、下記のとおり留意すべき事項をまとめましたので、御確認の上、適切に対処くださるようお願いいたします。

については、各都道府県・指定都市教育委員会特別支援教育担当課、各都道府県私立学校主管課、附属学校を置く各国立大学法人担当課及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社主管課におかれては、本事務連絡について、域内の市町村教育委員会、所管の学校等に対して周知くださいますようお願いいたします。

## 記

### 1 発達障害児の早期発見の重要性について

発達障害等の早期発見・早期支援の重要性については、「発達障害のある児童生徒等への支援について」（平成17年4月1付け17文科初第211号）や「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」（平成25年10月4日付け25文科初第756号）等において周知してきたとおりであるが、今回の行政評価・監視の結果においては、一部の教育委員会において、発達障害が疑われる児童を発見する取組を行っていない例があるとの指摘があったところである。

各教育委員会においては、乳幼児健診をはじめ、保健、医療、福祉等の部局と連携を図りながら、就学時健診や日々の行動観察において発達障害の早期発見に十分に留意し、早期支援に努めること。

なお、就学時健診における具体的な取組方法や、日々の行動観察に当たっての着眼点や項目を共通化した資料を今後示す予定であること。

### 2 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成対象者について

今回の行政評価・監視の結果においては、個別の教育支援計画や個別の指導計画について、障害について医師の診断がある幼児児童生徒のみを対象とするなど作成対象を限定している例があるとの指摘があったところである。

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校（以下、「各学校」という。）における特別支援教育の対象は、特別支援学級はもとより、通常の学級を含む、全ての教育上特別の支援を必要とする幼児児童生徒（以下「児童等」

という。) に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものであり、その教育的ニーズを踏まえ、校内委員会等により「障害による学習上又は生活上の困難がある」と判断された児童等に対しては、必ずしも医師による障害の診断がなくとも個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成を含む適切な支援を行う必要がある。

したがって、各学校において、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成するに当たっては、医師の診断がある児童等のみを対象としたり、通常の学級の児童等については対象としない等、画一的な基準によって作成対象を限定するのではなく、個々の児童等の障害の特性や状態等を踏まえ、教育上の支援が必要な児童等に対して作成するよう努めること。

なお、今年3月に告示した幼稚園の新教育要領、小学校、中学校の新学習指導要領においては、障害のある幼児児童生徒について、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとされ、特に、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については、個々の児童生徒の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとされたところであること。(別紙2)

### 3 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の適切な引継ぎについて

今回の行政評価・監視の結果においては、支援内容などの児童等の情報が進学先等に対して口頭のみで伝えられるなど、個別の教育支援計画や個別の指導計画が引継ぎに活用されていない例があり、特に、中学校から高等学校、高等学校から大学等への引継ぎについては、引き継がれている割合が低い傾向にあること、また、その保存・管理の状況について、適切に保存・管理がなされていない例があるとの指摘があったところである。

教育上特別の支援を必要とする児童等については、学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活も含め、長期的な視点に立って幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要であることから、当該児童等の支援内容や指導内容等を、家庭や地域、医療、福祉、保健、労働等の関係機関と共有したり、進学先の学校等へ引き継ぐために個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用を促してきたところである。

各学校においては、これらの計画を進学先等に適切に引き継ぐよう努めること。

その際には、本人や保護者に対し、その趣旨や目的を丁寧に説明して理解を得、第三者に引き継ぐ旨についてもあらかじめ引継ぐ先や内容などの範囲を明確にした上で同意を得ておくこと。

また、中学校から高等学校、高等学校から大学等への情報の引継ぎが円滑に進むよう、各都道府県教育委員会、各市町村教育委員会、各都道府県の私立学校所管部局、各国公私立大学など関係部局・機関における積極的な連携を図ること。

さらに、個別の教育支援計画や個別の指導計画については、記載された個人情報漏洩したり、紛失したりすることのないよう、学校内における個人情報の管理の責任者である校長又は園長が適切に保存・管理すること。

なお、文部科学省では、平成29年3月に「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気付き、支え、つなぐために～」を取りまとめ公表しているため参考

とすること。(別紙2)

- 4 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課より、各自治体の保育担当課に対しても別添のとおり事務連絡が発出されているところであり、児童福祉部局や保育所と連携し、適切に情報共有するよう努めること。

《本件連絡先》文部科学省初等中等教育局特別支援教育課  
支援総括係 松下，二宮，仲本  
電 話：03-5253-4111 (内線 3199)  
F A X：03-6734-3737  
E-mail：hattatsu@mext.go.jp

## 別紙 1

発達障害者支援に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告（平成29年1月20日  
総務省）

以下、文部科学省関係部分のみ抜粋

### (1) 発達障害児の早期発見

文部科学省及び厚生労働省は、発達障害が疑われる児童生徒の早期発見を推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

② 文部科学省は、市町村教育委員会に対し、就学時健診時における発達障害の発見の重要性を改めて周知徹底するとともに、就学時健診における具体的な取組方法を示すこと。

また、都道府県教育委員会及び市町村教育委員会に対し、幼稚園から高等学校までの発達段階における日々の行動観察に当たっての着眼点や項目を共通化した標準的なチェックリストを、活用方法と併せて示すこと。

### (2) 発達障害児に関する支援計画及び指導計画の作成の推進

文部科学省及び厚生労働省は、発達障害児に対する適切な支援、指導が行われるようにする観点から、保育所及び学校において、一律の基準によって支援計画及び指導計画の作成対象を限定するのではなく、個々の児童生徒の特性や状態を踏まえ、支援が必要な児童生徒に対して着実に作成されるよう、作成対象とすべき児童生徒についての考え方を示すこと。

### (3) 発達障害児に関する情報の共有・引継ぎの推進

文部科学省及び厚生労働省は、発達障害児に対する一貫した、切れ目のない支援を推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

② 文部科学省及び厚生労働省は、保育所・幼稚園から大学・就労先までの各段階において、発達障害児に対する必要な支援内容等が文書により適切に引き継がれるよう、都道府県、市町村、都道府県教育委員会及び市町村教育委員会に対し、具体例を挙げて周知すること。その際、支援計画及び指導計画については、引継ぎまでの適切な保存・管理を求めるとともに、具体的な引継方法を提示し、確実に引き継がれるよう徹底を図ること。

## 別紙2

### 新幼稚園教育要領（抜粋）

#### 第1章 総則

#### 第5 特別な配慮を必要とする幼児への指導

##### 1 障害のある幼児などへの指導

障害のある幼児などの指導にあたっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。また、家庭、地域及び医療や福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で幼児への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、個々の幼児の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。

### 新小学校学習指導要領（抜粋）

#### 第1章 総則

#### 第4 児童の発達の支援

##### 2 特別な配慮を必要とする児童への指導

##### (1) 障害のある児童などへの指導

エ 障害のある児童などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、特別支援学級に在籍する児童や通級による指導を受ける児童については、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

### 新中学校学習指導要領（抜粋）

#### 第1章 総則

#### 第4 生徒の発達の支援

##### 2 特別な配慮を必要とする生徒への指導

##### (1) 障害のある生徒などへの指導

エ 障害のある生徒などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、特別支援学級に在籍する生徒や通級による指導を受ける生徒については、個々の生徒の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

### ガイドライン掲載場所：文部科学省ウェブサイト

トップ>教育>特別支援教育>資料（データ、通知、答申、報告書等）>資料  
>発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気付き、支え、つなぐために～  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/1383809.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1383809.htm)